

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 株式会社ファンドクリエーション 外1名

第 1 準 備 書 面

平成26年9月16日

静岡地方裁判所 沼津支部民事部1A係 御 中

被告株式会社ファンドクリエーション

訴訟代理人

弁護士 かき 垣 つば 鏑 きみ 公 よし 良



被告株式会社ファンドクリエーションは、請求の原因について以下のとおり答弁する。

記

1. 「第1 当事者」について

- (1) 第1文は不知。
- (2) 第2文は認める。
- (3) 第3文は否認する。
- (4) 第4文は不知。

2. 「第2. 1」について

不知。

3. 「第2. 2」について

- (1) 「2. (1)」は不知。
- (2) 「2. (2)」のうち、甲第2号証の1の目論見書に、匿名組合出資契約に基

づく営業者の所有する不動産が収益還元法によって評価される旨記載されており、収益還元法の計算式が明記されていること、レジットの基準価額が運用開始月（2003年11月）から2004年12月までおよそ1万円で推移していたこと、一般的に投資信託のことをファンドと呼ぶことがあり、レジットの目論見書などでは特にレジットのことを当該ファンドと呼んでいることは認め、その余は不知。

(3) 「2. (3)」の第1文のうち「不動産収入」との部分を否認し、その余は認める。目論見書には「不動産収入」ではなく「不動産収益」と記載されている。

「2. (3)」の第2文は認める。

「2. (3)」の第3文のうち、2003年12月～2004年12月までの1口当りの分配金が45円であったことは認め、その余は不知。

(4) 「2. (4)」は、原告の認識に基づく基準価額等に関する解説であるので、認否の必要はないと思料する。

(5) 「2. (5)」のうち、甲第3号証に「買戻し請求に応じるに十分な金銭等を有しない場合、買い戻しが翌月以降に繰り越されることがあります。但し、請求から6か月以内には当該請求に応じられ、実施日の価格にて買戻しされます」との記載があることは認め、その余は不知。

(6) 「2. (6)」のうち、目論見書に「ファンドは、純資産の10%の範囲内でのみ借入を行うことができます。」と記載されていることは認め、その余は不知。

(7) 「2. (7)」は不知。

4. 「第2. 3」について

(1) 第1文は認める。

(2) 第2文ないし第6文は不知。

(3) 第7文及び第8文のうち、物件が追加された以外にいくつかの変更がなされていたこと、不動産の評価額の計算式が記載されていなかったことは認め、その余は不知。

(4) 第9文のうち、「投資家の購入時期によって基準価額の算出方法について異

- なる扱いがされるものではない」ことは認め、その余は否認する。
- (5) 第10文は認める。
- (6) 第11文は認否の必要がないと思料する。
- (7) 第12文のうち、不動産の評価額の算定方法が平成17年から変わりなかったことは認め、その余は不知。
5. 「第2. 4」について
- (1) 第1文は認める。
- (2) 第2文ないし第9文は不知。なお、2008年8月15日作成のマンスリーレポートには「当ファンドの収益源物件の6月末時点での稼働率は96.8%で、堅調に推移しています。」と記載されている。
6. 「第2. 5」について
- 不知。
7. 「第3. 1」について
- (1) 第1文は認める。
- (2) 第2分は否認する。
8. 「第3. 2. (1)」について
- 認める。
9. 「第3. 2. (2)」について
- (1) 第1文ないし第5文は認める。
- (2) 第6文ないし第9文は原告の意見の記述であり、認否の必要はないものと思料する。
- (3) 第10文及び第11文は不知。
10. 「第4. 1」について
- (1) 第1文及び第2文は認める。
- (2) 第3文のうち、6か月ルールに関する言及が一切なかったことは認め、その余は不知。
- (3) 第4文は認める。
11. 「第4. 2」について
- 認める。

12. 「第4. 3」について

認める。

13. 「第4. 4」について

- (1) 第1文の「被告は」というのが被告2名のうちいずれの被告を指しているのか不明なので、認否を留保する。
- (2) 第2文は不知。
- (3) 第3文及び第4文は認める。
- (4) 第5文のうち、不動産の評価方法についての目論見書の記述が重要であることは認め、その余は否認する。
- (5) 第6文は不知。
- (6) 第7文のうち、基準価額が2925円に下落したことは認め、その余は不知。
- (7) 第8文ないし第11文は不知。

14. 「第5. 1」について

- (1) 第1文は否認する。
- (2) 第2文は認める。
- (3) 第3文は概ね認める。ただし、「分配金予定額」ではなく「分配金」である。
- (4) 第4文は概ね認める。ただし、「分配金予定額」ではなく「分配金」である。

15. 「第5. 2」について

- (1) 第1文は不知。
- (2) 第2文は意味不明なので認否を留保する。
- (3) 第3文及び第4文は争う。
- (4) 第5文は認否する必要があると思料する。
- (5) 第6文及び第7文は否認する。
- (6) 第8文は不知。
- (7) 第9文は認める。
- (8) 第10文は否認する。

16. 「第5. 3」について

認否する必要があると思料する。

17. 「第5. 4」について

「分配金を大きく見せかける行為であり、誠実な運用とはいえない。」「目論見書の記述に違反した行為である。」との部分は争う。

その余については認否する必要がないと思料する。

18. 「第5. 5」について

- (1) 第1文は概ね認める。ただし、「分配金予定額」ではなく「分配金」である。
- (2) 第2文及び第3文は認める。
- (3) 第4文は不知。
- (4) 第5文のうち、2011年9月から2012年2月までの各マンスリーレポートに「収益分配金に関する留意事項」というタイトルの説明が追加されていることは認め、その余は否認する。
- (5) 第6文は認める。
- (6) 第7文ないし第14文は認否する必要がないと思料する。
- (7) 第15文は認める。
- (8) 第16文のうち「被告に」というのが被告2名のうちいずれの被告を指しているのか不明なので、認否を留保する。

19. 「第6. 1」について

- (1) 第1文ないし第5文は認否する必要がないと思料する。
- (2) 第6文は不知。
- (3) 第7文は認否する必要がないと思料する。
- (4) 第8文ないし第12文は不知。

20. 「第6. 2」について

- (1) 第1文及び第2文は不知。
なお、レジットが銀行などからかなりの借金をしている、との点は否認する。
- (2) 第3文は不知。
- (3) 第4文は認める。
- (4) 第5文は争う。

21. 「第6. 3」について

- (1) 第1文及び第2文は不知。
- (2) 第3文は認否する必要があると思料する。
- (3) 第4文ないし第6文は不知。
- (4) 第7文及び第8文は認否する必要があると思料する。
- (5) 第9文ないし第11文は不知。
- (6) 第12文は認否する必要があると思料する。
- (7) 第13文ないし第15文は不知。

22. 「第6. 4」について

すべて不知。

23. 「第6. 5」について

- (1) 第1文ないし第5文は不知。
- (2) 第6文以降は認否する必要があると思料する。

24. 「第6. 6」について

- (1) 第1文ないし第3文は不知。
- (2) 第4文は認否する必要があると思料する。
- (3) 第5文は不知。
- (4) 第6文は認否する必要があると思料する。
- (5) 第7文及び第8文は不知。

25. 「第6. 7」について

- (1) 第1文のうち、原告のために宮本取締役による説明会が開かれたことは認め、その余は不知。
- (2) 第2文のうち、「主にレジットの借金問題をテーマにした。」との点を否認し、その余は認める。
- (3) 第3文は認める。
- (4) 第4文は不知。
- (5) 第5文は認める。
- (6) 第6文以降は認否の必要があると思料する。

26. 「第6. 8」について

- (1) 第1文は不知。

- (2) 第2文のうち、第2回目の説明会が開催されたことは認め、その余は不知。
- (3) 第3文は認める。
- (4) 第4文のうち、20項目ほどの質問事項一覧が事前に知らされていたことは認め、その余は不知。
- (5) 第5文は不知。
- (6) 第6文は認める。
- (7) 第7文のうち、「明確な答えもほとんどなかった。」との点は否認し、その余は認める。
- (8) 第8文は不知。
- (9) 第9文のうち、説明会が6時間ほど続いたことを認め、その余は不知。
- (10) 第10文は不知。
- (11) 第11文は認める。
- (12) 第12文は不知。

27. 「第6. 9」について

- (1) 第1文は不知。
- (2) 第2文は認否する必要があると思料する。
- (3) 第3文以降は不知。

28. 「第6. 10」について

不知。

29. 「第6. 11」について

- (1) 第1文は認める。
- (2) 第2文の「被告側」というのがいずれの被告を指しているのか不明なので、認否を留保する。

30. 「第8. 1」について

- (1) 第1文は認める。
- (2) 第2文は否認する。
- (3) 第3文のうち、レジットがレジット・アルファ・インクの発行する社債に投資していること、レジット・アルファがケイマン諸島で設置された会社であること、甲第2号証1ないし3の各交付目論見書作成当時被告ファン

ドクリエーションがFCインベストメントの100%親会社であったことは認め、その余は否認する。

(4) 第4文は否認する。

(5) 第5文のうち、「管理会社の代表として」との部分は否認し、その余は認める。

(6) 第6文は争う。

「第8. 2」について

(1) 第1文は認める。

(2) 第2文のうち、「同社」というのがFCインベストメントを指すのであれば「同社が実質的受益者である原告に対して義務を負う。」との部分を争い、その余は認める。

(3) 第3文ないし第5文は争う。

「第8. 3」について

(1) 第1文のうち、目論見書に基準価額の算出方法のレジットの純資産に対する借入金の割合・分配方法について虚偽の記載があること、記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載の欠如があることについては否認する。

(2) 第2文は認める。

(3) 第3文は争う。

(4) 第4文及び第5文のうち、被告ファンドクリエーションが損害賠償責任を負うと仮定した場合の損害賠償額の算出方法が第4文及び第5文のとおりであることは認める。

以上